

江戸時代に起こった入会地の争い

土地の所有権や利用に関することは古今東西命がけのできごとでした。江戸時代の西会津でも土地の境界線や利用について村同士の争いがありました。一番有名なのは松尾村と縄沢村の山境の争議ですが、この大事件以後は複数の村が共同で利用する「入会地」の争いが増えています。

一般的に入会地とは、複数の村が共同利用する土地で、薪炭・用材・肥料用の落ち葉などを採取した山林と、まぐさ（馬や牛のえさ）や屋根を葺くカヤなどを採取した原野・河原の草刈場の2つに大別されます。西会津の場合は薪炭・まぐさ・肥料用の草などで、場所は山林です。以下、『西会津町史 第4巻（上）近世資料』の中から入会地の争いについて年代順にいくつかを紹介します。



▲入会地の争い

イラスト：田崎敬修

●寛文 11 年（1671） 萱本村・綱沢村入会山について証文交換

萱本村は山薪が不自由だったため綱沢村（綱沢村、江戸時代初期までは綱沢村と表記）に頼み、2つの山で薪を伐ることで両村は合意していましたが、萱本村の者が入会地でない所で薪を伐っていると騒ぎになりました。両村は2つの山以外では絶対に薪伐りをしないことを決め、証文を交換し和解しました。

●享保 2 年（1717） 小島・八重窪両村の刈敷入会山の騒動

入会地の薪を伐る時期を巡って両村の言い分が食い違い、八重窪村の者が小島村の舟や鎌を奪ったりしたのに対して、小島村もやり返す騒動がありました。

●享保 14 年（1729） 野沢本町村と縄沢村の入会山争い

本町村は昔から縄沢村の2カ所の山を入会山として草・木・カヤなどを伐っていました。突然、縄沢村からそこは入会山でないので入ってはいけないと言われました。郷頭が仲裁に入り、1つの山は本町村のいうとおりだが、もう1つの山は代替えの山にするようにとのことで落ち着きました。

●享保 14 年（1729） 上野尻村と下野尻村・白坂村の入会山争いと藩の裁定

昔から上野尻村は下野尻村を通して白坂村の入会山に往来していましたが、下野尻村が今までの通路は耕地なので通ってほしくないと通行止めになりました。今度は上野尻村が道脇に積んでいた薪を白坂村が入会山と違う所で伐ったものだといって燃やしてしまいました。郡役所の裁定は下野尻村と白坂村の言い分は認められず両村役人は人牢となりました。

薪や草刈り場のことで村をあげて争うことなど今では考えられないことですが、当時は薪（燃料）や草（まぐさや肥料）が豊かか否かはそのまま生活の豊かさに直結していたのです。



（4ページに関連記事）

今月は、新郷・小清水自治区にある富士山山開きから。登山客の皆さんは、深緑に囲まれた富士山を登り、景色を楽しんでいます。頂上では、祠の下を3回くぐると善人に生まれ変わるとの言い伝えがある、胎内くぐりが行われました。

今月の表紙

7月号20ページの町民バトンタッチの記事で◆次の方を紹介してくださいの回答に「M・Sさん」とあるのは、「M・Nさん」の誤りでした。お詫びして訂正します。

お詫びと訂正